

令和 7 年 10 月 8 日

令和 7 年度那覇市盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（応急対策の必要性判断・安全性把握調査の優先度評価）に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名： 令和 7 年度那覇市盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（応急対策の必要性判断・安全性把握調査の優先度評価）
- (2) 履 行 場 所： 那覇市内
- (3) 業 務 概 要： 本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条に基づき、抽出した既存盛土等について、応急対策の必要性判断及び安全性把握調査の優先度評価を行い、経過観察等において活用するための基礎調査を行うことを目的とするものである。
- (4) 履 行 期 間： 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで
- (5) 予 定 価 格： 21,175,000 円（税込み）
- (6) 最低制限価格： 那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱により設定。
- (7) 当該競争入札は、紙入札により実施する。
- (8) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者に該当しない者であること。（公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。）
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条

第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
(7) 那覇市内に本店、支店又は営業所がある法人であること。

(8) 本業務委託に際し、公告及び特記仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で、下記に示される同種又は類似業務について、平成 27 年度以降から公告日までに完了した業務実績（再委託は含まない）を 1 件以上有さなければならない（同種、類似業務とも国・地方公共団体の発注業務における実績とする）。

同種業務：宅地造成及び特定盛土規制法に基づく基礎調査業務

（応急対策の必要性判断・安全性把握調査の優先度評価）

類似業務：大規模盛土造成地の変動予測調査業務

(9) 配置する技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に 3 ヶ月以上の継続した雇用関係）にある以下の要件を満たす者とし、管理技術者と照査技術者は兼任できない。

①管理技術者：下記のいずれかの資格を有する者であること。

・技術士 建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」又は応用理学部門「地質」

・RCCM 「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」又は「地質」

②照査技術者：管理技術者と同等以上の資格を有する者であること。

(10) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する審査を経て、土木関係の建設コンサルタントの業種登録を行っている者であること。

3 本案件に関する質問・回答

(1) 提出期間：令和 7 年 10 月 9 日（木曜日）9 時 00 分～

令和 7 年 10 月 14 日（火曜日）17 時 00 分

(2) 提出方法：「質問書」を建築指導課へ直接提出するか、FAX で送付すること。（FAX の場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。また、質問がなければ質問書の提出は不要とする。）

(3) 回答日：令和 7 年 10 月 15 日（水曜日）17 時まで

(4) 回答方法：那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

4 入札及び開札日程

日時：令和 7 年 10 月 17 日（金曜日）10 時 00 分

場所：那覇市役所 11 階 1101AB 会議室

注意事項：入札参加資格審査申請書等は、入札時に直接提出しなければならない。提出が無い場合には、入札に参加することができない。

5 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条第1項第9号により免除する。
- (3) 前 金 払：適用する。
- (4) 部 分 払：適用なし。

6 入札の無効

本公告に示した参加資格の無い者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札の決定方法及び契約締結時期

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効入札をした者（以下、「落札候補者」という。）から順次順位を付する。なお、落札については、入札参加資格審査後に落札者を決定し、「落札者決定通知書」を送付する。

落札決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から7日以内に契約しなければならない。

8 入札金額に係る消費税の取扱い

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 その他

- (1) 入札参加者は、特記仕様書、入札説明書、資格審査申請書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 契約書（案）、特記仕様書、入札説明書、様式等については下記的那覇市ホームページに掲載する。

10 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎9階）

那覇市 まちなみ共創部 建築指導課 指導G 担当 真喜志和広

TEL：098-951-3244 FAX：098-951-3245

HP:<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/nyuusatukoukouku/index.html>